

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
霧島市	国分B地区（郡田・台明寺・川原・上小川・名波町・山下町・城山町集落）	令和3年3月8日	令和 年 月 日

## 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	169.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	91.7 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	94.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.5 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>国分B地区内の耕地面積169.0haに対し、75才以上の農業者の耕作面積が94.1ha(56%)であるため、新たな農地の受け手を確保するための対策が必要である。</p> <p>中山間地域では高齢化が深刻な上、鳥獣被害も増え、さらに耕作条件が悪い。基盤整備や鳥獣害対策など各種補助事業の活用を検討したい。</p> <p>話合いの単位が大きいため、取り組むべき課題なども異なる。具体的な話合いを進めるため、話合い単位を細分化したい。</p>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>国分B地区の農地利用は、中心経営体が規模拡大を行い、集落内の農地を耕作するほか、引き続き営農意欲があるものは自作を続ける。営農の継続が困難になった者から順次、中心経営体への集約を進めていく。</p> <p>また、地区内の担い手が少ない場合は、他地区から担い手を呼び込む。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	18 人		4,054 a		4,936 a	
認農法	5 人		3,018 a		5,092 a	
認就	1 人		115 a		210 a	
集						
到達						
計	24 人		7,187 a		10,237 a	